

第 1 2 回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで

2. 開催場所 境港市役所 第 1 会議室

3. 出席委員 (1 2 人)

会長 (議長)

農業委員

1 番	河 岡	誠
2 番	梶 谷	重 幸
3 番	井 次	浅 美
4 番	足 立	晋 哉
5 番	佐々木	隆
6 番	阿 部	和 夫
7 番	橋 本	正 之
8 番	足 立	恵 子

最適化推進委員

1 0 番	古 徳	哲 郎
1 1 番	角	興
1 2 番	築 谷	敏 樹
1 3 番	永 井	和 人

4. 欠席委員 9 番 足 立 恵 一

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武 良	収
主 幹	西	洋 平

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会務報告

第 3 議案審議及び報告

議案第 4 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について

議案第 4 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について

議案第 4 2 号 非農地証明について

議案第 4 3 号 農用地利用集積計画（案）について
議案第 4 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
報告第 3 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書
報告第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 3 3 号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

事務局 本日、足立恵一会長が欠席ということで、河岡委員が代理に選ばれます。河岡委員は会長の席に移動して議事の進行をお願いします。

議長 ただ今から、令和 6 年第 1 2 回境港市農業委員会総会を開会いたします。欠席遅刻委員ですが、足立恵一委員が欠席です。議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、7 番橋本委員、8 番足立恵子委員をお願いします。続いて、日程 4 の会務報告ですが、会長欠席という事で本日は省略させていただきます。

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第 4 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 4 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の 1 ページから 4 ページになります。今回 3 件申請が出てきております。（番号 1）は譲渡人が埼玉県のアさん、譲受人が三軒屋町の B さんです。所在は三軒屋町、畑、231㎡です。2 ページをご覧ください。C さんや D さんの周辺で、三軒屋の E の裏の土地になります。続いて、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第 1 号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作

をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、Eの横になりますが、ここを譲り受けて、きれいに耕して家庭菜園をしたいとのことです。

事 務 局 補足ですが、地図の右上にBさんの土地がありますが、申請地の隣にも所有しておられ、家庭菜園をしたいと申請がありました。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 続いて(番号2)の説明をさせていただきます。譲渡人が大阪府のFさん、譲受人が千葉県Gさんです。所在は福定町、畑、409㎡です。3ページをご覧ください。Hの西側の土地になります。続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

橋本委員 現地は、中野町と福定町の境目で、浜田川という川が北側に流れておりまして、この道は、外浜県道からはいって20メートルくらいのところになります。入るまでの道路は人が一人くらいしか通れない道で、車も通れませんし、現地の方もかなり荒れている状態です。こちらで家庭菜園をするという事は大変喜ばしい事だと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

**足立晋哉
委 員** 譲受人は千葉県の方ということですね。

事 務 局 譲受人の方ですが、現在は千葉県にお住まいという事ですが、申請土地の隣地の住宅を購入されて、こちらに移り住む予定です。その時に農地として使いたいと申請があがっております。時期はまだ決まっていないようです。

議 長 ほかにご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をと

ります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号3)の説明をお願いします。

事 務 局 続いて(番号3)の説明をさせていただきます。譲渡人が芝町のIさん、譲受人が麦垣町のJさんです。所在は芝町、畑、658㎡です。4ページをご覧ください。地図には映っていないですが南西に外江保育所があり、その道を北に行っていただくとKさんがございます。そのすぐ東の土地になります。

申請で一部となっておりますが、2筆に分筆されて1158.17㎡のうち658.79㎡を3条で、残りを5条で申請があり、5条につきましては後ほど議案41号申請番号2番にてご説明いたします。

続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

梶谷委員 現地は、西側に外江小学校がありまして、道路から東に入ったところで、Kが目印となるところです。手前に家を建てたいので非農地、奥が3条の名義変更で畑をされるとの事です。特に問題はないと

思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の5ページから7ページになります。今回2件申請が出てきております。(番号1)は譲渡人が渡町のLさん、譲受人が京町のMさんです。所在は渡町、畑、37㎡、39㎡、467㎡、9.03㎡、4筆で合計552.03㎡です。6ページをご覧ください。Nさんの東側、3中グラウンドの南西に当たる土地です。申請理由としましては、専用住宅敷地として使われるということです。申請地周辺の農地区分につきましては、上下水道の2種類が埋設されている道路の沿道かつ500メートル以内に公共施設及び教育施設が存在することから第3種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、溜ます等を設置することにより、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、Oを東に入ったところですが、このあたり野菜を作る人もいませんし、住宅地になっていますので特に問題はないと思います。

す。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号１)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号１)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号２)の説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、(番号２)の説明をさせていただきます。譲渡人が芝町のＩさん、譲受人が麦垣町のＪさんです。所在は芝町、畑、４９９．３８㎡です。地図も先ほどの３条申請と同様となっております。申請理由としましては、専用住宅敷地として使われるとのことですので。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅、事業用地が連立しているところですので第３種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、溜ます等を設置することにより、被害発生のおそれはないと考えられます。
現地調査は、梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 ３条申請(番号３)に出てきた案件です。特に問題はないとおもいます。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号２)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第42号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第42号「非農地証明について」説明させていただきます。議案の8ページから9ページになります。今回は1件で来ています。申請人は渡町のPさんQさんです。土地の所在は、渡町、247㎡です。地図は9ページです。Rの北側、5条の申請番号1のすぐ南側の土地になります。平成10年から書庫及び物置小屋として利用しており、農地としての利用は困難とのことで非農地証明と言う事で申請をしていただいております。現地調査は、梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地はRの東側の道になります。所有者のSさんとTさんの間の農地で途中に壁等があり、家も建ちません。家庭菜園をするような場所でもなく、何もできないような農地です。皆さんのご審議お願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

足立晋哉委員 平成10年から書庫という事ですが、建物がありますか。

事 務 局 現地は、木で見えにくくなっているのですが、奥に物置小屋建ってしましてそちらまでが今回の申請場所になります。塀の向こうが駐車場として使われており、コンクリートが敷き詰められている部分になります。もともとTさんが家を建てた当時に家庭菜園として使用していたと言われていた農地ですが、平成10年頃にカーポートを建てたと聞いております。

議 長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第42号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 賛成多数ですので、議案第42号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第43号「農用地利用集積計画(案)について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第43号「農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。中海干拓地、Uさん4筆、Vさん1筆の利用権の設定となっております。以上でございます。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第43号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第43号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第44号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。

事 務 局 ここで、次の議案の利害関係者として、阿部さん、河岡さん、梶谷さん、永井さんが会議室から退出され、足立晋哉さんが代理に選ばれます。足立さんは会長の席に移動して議事の進行をお願いします。

(河岡委員、阿部委員、梶谷委員、永井委員が退室)

議 長 議案第44号「農用地利用集積等促進計画(案)」について説明をお願いします。

事 務 局 議案第44号「農用地利用集積等促進計画(案)について」説明いたします。今回全部で138筆という事で多いですが、農業公社で契約していた農地につきまして、担い手育成機構の方に切り替わるという事で新規、他にも機構から機構への更新で件数が増えております。説明は以上です。

議長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第４４号に賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第４４号は、原案のとおり承認されまし
た。

(河岡委員、阿部委員、梶谷委員、永井委員が委員入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第３１号 農地法第１８条第６項の規定による通知書

報告第３２号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出につ
いて

報告第３３号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転
用報告書について

(事務局からその他項目について説明)

・ 今後の予定

○常設審議委員会(会長) 令和６年１１月２２日(金)

○令和６年度全国農業委員会会長代表者集会(会長)
令和６年１１月２８日(木)・２９日(金)

○第１３回境港市農業委員会総会(第１会議室)

◆午後１時３０分～ 令和６年１２月１０日(火)

・ 都市計画審議委員会について

・ 農業委員会情報 市報１１月号「農地利用意向調査について」

議長 以上で本日の審議は終了いたしましたが、その他に皆さんの方から
ございませんか。

議長 それでは以上をもちまして令和６年第１２回境港市農業委員会総会
を閉会します。

令和6年11月11日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
